#### エレファントオートシェアボートクラブ会員規約

## 第1条(クラブの概要)

本クラブは、「エレファントオートシェアボートクラブ」と称します。

- 2 本クラブは、本クラブを経営する株式会社エレファントオート(以下「会社」といいます。) が本クラブへの入会を認めた会員(以下単に「会員」といいます。)に対し会社所有のボートの 貸出又は貸出及び操船代行(以下「本サービス」といいます。)をすることにより、会員が健全 かつ充実したマリンレジャーを享受することを目的とします。
- 3 本クラブは、下記の場所にクラブハウスを置きます。

記

滋賀県野洲市吉川2281番地12 ボートヤード フロントライン ヨシカワベース内

4 本クラブのクラブハウスにおける業務は、前項のボートヤード フロントラインを経営する 株式会社フローティングライフ(滋賀県野洲市吉川2281番地12)が会社から委託を受け て行います。

## 第2条(会員制)

本クラブは会員制とします。

- 2 法人が本クラブの会員になるときは、その法人は、本クラブとの関係で法人を代表する自然 人をその法人の役員から1名選任し、この代表者を通じて行動するものとします((以下、「会 員」に自然人としての行為が要求される場合は、法人会員については「会員の代表者」と読み 替えます。)。
- 3 会員は、会員資格を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

#### 第3条(入会手続)

本クラブの会員となろうとする者(以下「申込者」といいます。)は、会社に対し、会社が定める方法に従って本クラブへの入会申込をします。会社は、申込者が提示した身分証明書、船舶操縦免許証その他の証明書のコピーを取得し又はそのスキャンデータその他の電磁的記録を作成して保管することができます。

2 会社は、申込者を本クラブの会員として認めるときは、その入会を承諾します。

#### 第4条(会員証)

会社は、会員に対し、本クラブの会員証を発行します。

- 2 会員は、会員証を第三者に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 会員は、会員証を紛失したときは、すみやかにその旨を会社に報告し、会員証の再発行の申 込をして会社が定める会員証再発行費用を支払います。

#### 第5条 (届出内容の変更手続)

会員は、入会申込書に記載した事項に変更があったときは、すみやかに、会社の定める方法 によりその旨を届け出ます。

#### 第6条(反社会的勢力の排除)

会員と会社は、それぞれ相手方に対して、次の各号の事項を確約します。

ア 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと

イ 自らの理事その他の役員が反社会的勢力ではないこと

- ウ 反社会的勢力に自己の名義を利用させて本契約を締結していないこと
- エ 本契約が終了するまでの間に自ら又は第三者を利用して本契約に関して相手方に対する 脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又は偽計若しくは威力を用いて相手方の業務若し くは生活を妨害し若しくは信用を損なう行為をしないこと

### 第7条(期間)

本クラブの会員資格の有効期間は、1年間とします。

### 第8条(年会費)

会員は、毎年、入会の年は入会時に、その後は会員資格の更新時に、会社が定める年会費を 支払います。

- 2 会社は、会員が期間満了によらずに会員資格を喪失したときは、会員資格喪失の日の翌日から本来の会員資格有効期間満了の日までの日数分の割合の年会費を返還します。年会費の返還に必要な費用は会員の負担とします。
- 3 会員が年会費を支払わない間は、会社は、その会員に対し、本サービスの利用を拒むことができます。

### 第9条(予約)

会員は、本サービスを利用しようとするときは、会社が定める方法によりサービス利用の予約をします。会社が予約をした会員に対しその予約を承諾する通知を発し、これが会員に到達したときに、会員と会社との間の個々の本サービス利用契約(以下「個別契約」といいます。)が成立します。

2 利用可能なサービス、貸出可能なボート、利用可能な日時、サービス利用料等、キャンセルポリシー等の本サービスの具体的な内容は、会社が、会員に対し、会員が申込をする際に利用するウェブサイトに表示することにより案内します。

### 第10条(サービス利用方法)

会員は、そのサービス利用前に、クラブハウス受付にて、会社が定めるサービス利用申込手 続をし、サービス利用料を支払います。

- 2 会員は、会員及び操船代行者その他の乗組員のほか、乗船するボートの定員に達するまで、 個別契約に基づくサービスを利用させる者(以下「同伴者」といいます。会員でない会員が乗 船する場合、その会員は「同伴者」としてサービスを利用するものとし、本条から第16条ま でにおける「会員」には該当しないものとします。)を乗船させることができます。ただし、会 員自身は必ず乗船しなければなりません。
- 3 第1項の手続の際、会員は、会社から発行された会員自身の会員証を提示して、本クラブの 会員であることを証します。
- 4 第1項の手続の際、会員は、会社が定める誓約書に署名することによって、誓約書に記載された誓約事項を誓約します。
- 5 会員か否かにかかわらず、会社が貸し出すボートを操縦する予定の者は、第1項の利用手続の際、会社に対し、当該ボートの操縦資格を証する船舶免許証を提示します。会社は、提示された船舶免許証のコピーを取得し又はスキャンデータその他の電磁的記録を作成して保管することができます。
- 6 会社は、個別契約に基づくサービス利用開始時に、会員とともに貸し出されるボートが法令 に基づく点検整備が行われていること及び本体や備品の状態を確認した上で、当該ボートの貸

出をします。

- 7 会員は、サービス利用中、誓約書によって誓約した事項を遵守するとともに、その同伴者に も周知させた上で遵守させなければなりません。
- 8 次の各事由があるときは、会社は、会員に対し、その事由が解消されるまで個別契約に基づくサービスの提供を拒み又は中断することができ、個別契約に基づくサービス利用終了時刻までにそのが解消されないと判断したときはサービスの提供を中止することができます。この場合、会社は、サービス利用料支払請求権を失わず、既に支払われたサービス料を返還する義務を負いません。
  - 一 乗船者のうちに法令に違反し又は違反しようとする者がいるとき
  - 二 乗船者のうちに会員がいないとき
  - 三 操船代行サービスを利用しないにもかかわらず会員及びその同伴者のうちに当該ボートの 運転免許を持つ者がいないとき
  - 四 会員が第4項の誓約をしないとき
  - 五 ボートを操縦する予定の者のうち1名でも前項の船舶免許証の提示をしないとき
  - 六 乗船者のうちに乗船が危険な程度に体調を悪化させている者がいるとき
  - 七 当該ボートの操縦資格を証する船舶免許証を持たない者が操縦するとき
  - 八 会員が誓約した事項を遵守せず若しくはその同伴者に遵守させないとき、又は、ボートを 操縦する予定であった者が誓約した事項を遵守しないとき
  - 九 会員又はその同伴者のうちに会社の指示に従わない者がいるとき
  - 十 その他、前号までの各号に準ずる程度に会社が乗船者のうち1名にでも危険があり又は乗 船者のうち1名との間にでも信頼関係が築けないと会社が判断するとき
- 9 会員は、個別契約に基づくサービス利用終了時刻までにボートを会社が定める場所に帰着させます。会社は、会員とともにボート本体や備品の状態を確認した上で、会員からボートの返還を受けます。
- 第11条(双方の責めに帰することのできない事由による個別契約の消滅又は終了)

次の場合には、第9条第1項に基づき個別契約が成立したときであっても、その個別契約は 消滅します。

- 一 個別契約に基づくサービス利用区域に暴風を含む警報又は特別警報が発令され、個別契約 利用開始時にこれが解除される見込みがないと会社が判断したとき
- 二 その他、個別契約に基づき会員が利用する予定であったボートが、会社及び会員に責めに帰することにできない事由により個別契約のサービス利用時間中にサービスの利用ができない状態になったとき
- 2 会員が個別契約に基づくサービスの利用を開始した後であっても、前項各号の事由が発生したときは、その個別契約は終了します。
- 3 会社は、第1項又は前項に基づき個別契約が消滅又は終了したときは、直ちに、会員に対し その旨を通知します。
- 第12条(サービス利用料の消滅・返還)

会員の責めに帰することができない事由により個別契約が消滅したときは、個別契約に基づくサービス利用料支払義務も消滅します。会員の責めに帰することができない事由により個別契約に基づくサービスの利用が途中で終了したときは、利用ができなかった時間の割合に応じ

て個別契約に基づくサービス利用料支払義務も消滅します。

2 前項の場合、既にサービス料が支払われていたときは、会社は、会員に対し、消滅した利用 料相当額を返還します。返還に必要な費用は、サービス利用料の消滅が会社に責めに帰すべき 事由によるときは会社の負担とし、会社の責めに帰することのできない事由によるときは会員 の負担とします。

# 第13条 (転貸・営業的利用の禁止)

会員は、会社が貸し出したボートを転貸することはできません。

2 会員は、ボート賃貸業その他自己の営業のために本サービスを利用することはできません。

### 第14条(曳航費用)

個別契約に基づき会員が利用していたボートが会員の責めに帰すべき事由により曳航しなければならない状態になったときは、会社は、曳航に必要な費用を会員に請求することができます。

## 第15条(事故に関する報告)

本サービスの利用に関して事故が発生したときは、会員及び事故を発生させる行為を行った 同伴者は、その事故の発生が当該会員又は同伴者の故意又は過失によるかいなかを問わず、事 故発生後直ちに、会社に対しその事故の報告をし、会社の指示に従うものとします。

# 第16条(事故に関する責任)

会社は、本サービスの利用に際して生じた事故による損害の発生に備えるため、本サービスにおいて貸し出しの対象となるボートにつき、会社が選択した損害保険会社を保険者として、 賠償責任保険、搭乗者傷害保険及び捜索救助費用保険に関する保険契約を締結します。

- 2 会社は、本サービスの利用に際し生じた事故により会員又はその同伴者が被った損害について、前項の保険契約に基づき填補される範囲を除き、その責めを負いません。ただし、その事故につき会社又は会社が派遣した操船代行者その他会社と同視すべき者に故意又は過失があったときは、この限りではありません。
- 3 会員又はその同伴者は、本サービスの利用に関してその者の故意又は過失によって会社又は 第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負います。ただし、会社及び第1項 の損害保険会社による事故の調査に協力し、それらの指示(会社及び第1項の損害保険会社の 承諾がない限り被害者との間で損害賠償に関する合意をしないことを含みます。)に従う場合 は、第1項の保険契約に基づき保険金が支払われる範囲で、自ら被害者に対し賠償した後に第 1項の損害保険会社から保険金を受領し又は自ら賠償することに代えて被害者に対し第1項の 保険会社から保険金を支払ってもらうにより、損害を填補してもらうことができます。

### 第17条(会員資格の喪失)

会員は、次の各場合に会員資格を喪失します。

- 一退会
- 二 期間満了
- 三 除名
- 四 死亡又は法人格の消失

#### 第18条(退会)

会員は、いつでも会社に対し会社が定める方法により退会の意思表示をすることによって、 本クラブを退会することができます。

# 第19条 (期間満了)

会社が会員に対し期間満了の30日前までに会員資格を更新しない旨の意思表示をしたとき は、会員は、期間満了時に会員資格を喪失します。

#### 第20条(除名)

次の各場合には、会社は、直ちに会員を本クラブから除名することができます。

- 一 年会費、利用料その他会社に対する債務の弁済をせず、会社が相当の期間を定めて催告を したにもかかわらず会員がその弁済をしなかったとき
- 二 本クラブの運営を故意に妨害したとき
- 三 会社又は本クラブの名誉若しくは信用を傷つけ又は秩序を乱したとき
- 四 会社の役員、従業員、本クラブの業務を受託した者又は他の会員若しくはその同伴者に対し暴行したとき
- 五 会社又は他の会員若しくはその同伴者の管理又は所有にかかる物を盗取、毀棄、隠匿又は横領したとき
- 六 第6条に違反することが判明したとき
- 七 その他、前号までの各号に準ずる程度に会社との信頼関係を破壊したと認められるとき第21条(会員資格の喪失に伴う手続)

会員は、会員資格喪失後、直ちに、会社に対し、自身の会員証を返還します。

- 2 会員の会社に対する債務又は会社の会員に対する債務が存在していたときは、いずれも会員 の退会日に弁済期が到来するものとします。
- 3 会社は、会員の会員資格喪失後遅滞なく、会員に対する債権と債務を相殺し、残債務があればこれを弁済し、残債権があればこれを請求します。残債務の弁済に必要な費用は、会員の負担とします。

#### 第22条(更新)

会員が会員資格を喪失することなく会員資格の有効期間が経過したときは、会員及び会社が その会員資格を同じ条件で1年間更新したものとみなします。

### 第23条(本規約・サービス利用条件の変更)

会社は、必要と認めた場合、本規約の改定をすることができます。

- 2 会社が本規約を改定するときは、改定の30日前までに、改定の内容及び改定の効力が発生する日を、本クラブのウェブサイトへの掲示及び各会員が連絡手段として入会申込の際に届け出たeメールアドレス(変更の届出がなされた場合は変更後のもの)宛の送信によって各会員に告知し、改定の効力発生後は改定の内容が全会員に及ぶものとします。送信したeメールが会社に帰することのできない事由によって会員のいずれかに到達しなかったときであっても、改定の効力は影響を受けないこととします。
- 3 会社が第9条第2項の内容を変更するときも、前項と同様とします。

#### 第24条(秘密・個人情報の取り扱い)

会社は、本クラブを運営するにあたり知り得た会員又はその同伴者の秘密を第三者に漏らしてはなりません。

- 2 会社は、会員又はその同伴者から受領した書面及び提示を受けて作成した証明書その他の書面のコピー又は電磁的記録を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。
- 3 会員は、個人情報(本クラブ入会申込書の記載事項及び会員又はその同伴者から提示を受け

た証明書等の内容はこれにあたります。)を、会社が次の目的で取り扱うことに同意します。

- 一 本クラブの運営
- 二 入会申込にあたり勤務先等への在籍確認をする等、収集した個人情報が真実であることの 確認
- 三 本サービスの利用等に関する情報が真実であることの確認
- 四 本クラブ運営に必要な連絡
- 五 会報の送付、サービスやイベント等の案内
- 六 会員の安全性や利便性向上
- 4 会員は、会社が前項の利用目的の達成に必要な範囲内でその業務の一部又は全部を委託し業務委託者に対して個人情報を提供することに、同意します。
- 5 会員は、会社が裁判所、検察庁、警察署、税務署その他の国又は地方公共団体の機関から法令に基づき情報の開示を求められた場合に法令に基づく開示義務があるときはその機関に情報を開示することに、同意します。

# 第25条(専属的合意管轄)

本クラブの運営に関する紛争を解決するにあたっては、名古屋地方裁判所を第一審の専属的 合意裁判所とします。

以上